

# 新型コロナウイルスに関連するお知らせ

## 生活資金や住まいに関すること

### 新型コロナウイルス感染症特例貸付

休業や失業などにより当面の生活資金でお困りの人へ無利子で貸付します。

#### 貸付上限額

- 緊急小口資金…20万円
- 総合支援資金…単身世帯45万円、複数世帯60万円

#### 問合せ先

門真市社会福祉協議会  
☎06(6902)6453

### 住居確保給付金

収入減少や離職、廃業により住居を失うおそれのある人へ原則3カ月間の家賃相当額を支給します。(給付要件あり)

問合せ先 門真市社会福祉協議会 ☎06(6902)6453

### 府営住宅の提供

解雇などにより住宅の退去を余儀なくされた人へ府営住宅を一時的に月額4000円で提供します。

問合せ先 大阪府経営管理課 ☎06(6210)9749

### 市営住宅家賃の軽減措置

収入減少により家賃の支払いが困難な場合、家賃の負担を軽減できる場合があります。

問合せ先 【新橋市営住宅、寿市営住宅、本町市営住宅にお住まいの方】

門真市営住宅管理センター ☎06(6908)9855

【門真住宅、門真千石西町住宅、門真四宮住宅にお住まいの方】

門真市営住宅第二管理センター ☎072(800)3821

### 市税などの支払い相談

収入が大幅に減少したなどの理由で一時に納付することが困難な場合はご相談ください。

#### 市税

徴収猶予の特例制度

債権管理課

☎06(6902)5935

#### 国民年金保険料

免除申請

市民課

☎06(6902)6005

#### 国民健康保険料

減免

健康保険課

☎06(6902)5836

#### 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料

猶予制度

債権管理課

☎06(6902)5939

#### 介護保険料

減免・徴収猶予

くすのき広域連合  
【総務課】

☎06(6995)1516

【門真支所】

☎06(6780)5200

#### 水道料金・下水道使用料等

納付相談

お客さまセンター

☎06(6903)2121

## 給付金・貸付・その他の相談

### 令和2年度 子育て世帯への臨時特別給付金

平成16年4月2日～令和2年3月31日生まれの児童1人につき1万円を支給します。(原則申請不要)

※児童手当の特例給付を受けている世帯は対象外

支給開始日 7月3日(金)

問合せ先 こども政策課 ☎06(6902)6095

### 有料道路における

#### 障がい者割引制度の有効期限を延長

7月30日(木)までに割引有効期限を迎える方は、期限を7月31日(金)まで延長します。※手帳の呈示により通行する人は料金所で申し出

問合せ先 障がい福祉課

☎06(6902)6154・FAX06(6905)9510

### ひとり親などのための生活資金の貸付

子どもの保育のため休業を余儀なくされ、収入が減少したひとり親へ最大10万5000円を貸付します。

問合せ先 家庭児童相談センター ☎06(6902)6148

### 児童虐待 虐待かもと思ったら迷わずご連絡ください。

問合せ先 家庭児童相談センター ☎06(6902)6148

### 小学校休業等対応支援金

#### (委託を受けて個人で仕事をする方向け)

小学校等の臨時休業等により子どもの世話をを行うために、個人で契約した仕事ができなくなった保護者への支援金を支給します。

(就業できなかった日で1日あたり4100円)

問合せ先 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター

☎0120(60)3999

## 事業者の方へ

### 持続化給付金

売上が前年同月比で50%以上減少している中小企業、フリーランスを含む個人事業者、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人などが対象です。持続化給付金事務局ホームページから申請してください。(申請は3年1月15日(金)まで)

※ネット申請ができない方向けの申請サポート会場あり。予約制

#### 給付額(上限額)

法人200万円、個人事業主100万円

#### 問合せ先

持続化給付金コールセンター  
☎0120(115)570

### 融資

危機関連保証、セーフティネット保証4号、セーフティネット保証5号の各要件を満たす中小企業を対象に、信用保証協会が通常の保証限度とは別枠で保証します。

#### 問合せ先

【融資の申込について】

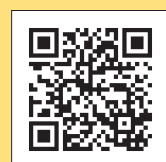
各取扱金融機関

【認定申請について】

産業振興課

☎06(6902)5966

## 新型コロナウイルス関連の最新情報はこちら



お問い合わせはなるべくお電話でお願いします。

電話の受付時間は各ホームページを事前にご確認ください。

郵送でできる手続きもあります。